

本人用控えとしてコピー
のうえ保管してください

納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書

納付書送付依頼書

三重県教育委員会教育長 あて

奨学生 () 【奨学生番号】 () の
三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私名義の預金から口座振替により納付したいので、口座振替の請求データを、下記預金口座振替依頼書に記載した金融機関あてに送付してください。

依頼日	年 月 日
納付者 住所	【TEL】 - -
フリガナ	
納付者 氏名 (口座名義人)	

三重県

預金口座振替依頼書(奨学金返還金)

上記納付書送付依頼書に記載の奨学生に係る三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法により納付します。下記約定を確約のうえ依頼します。

依頼日	年 月 日	※ 金融機関コード	※ 店舗コード
納付者指定預金口座	口座振替取扱金融機関名	銀行 本・支店名 金庫 農協・漁協(連合会) 店・出張所	
	預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ		
	納付者 口座名義		

振替日	毎月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)	※ 金融機関コード、店舗コードは金融機関で記入します。
-----	------------------------	-----------------------------

<記入上の注意>

・納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出しまたは預金通帳及び預金払戻請求書の提出等を行いませんので、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を経由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

金融機関確認印欄
指定預金口座欄の記載内容を確認しました。 ※日付、金融機関名、店舗名を記載

三重県受付欄

<備考>

三重県

預金口座振替依頼書(奨学金返還金)

取扱金融機関 御中

奨学生 () の
三重県高等学校等修学奨学金返還金について、私は、次の預金口座から口座振替の方法により納付しますので、下記約定を確約のうえ依頼します。

依頼日	年 月 日	※ 金融機関 コード		※ 店舗コード	
納付者 指定 預金 口座	口座振替取扱 金融機関名	銀行 本・支店名 金庫 農協・漁協(連合会)		店・出張所	
	預金の種類	1 普通	2 当座	口座番号(右づめで記入)	
	フリガナ				
	納付者 口座名義				
					お届印

振替日 毎月末日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)

※ 金融機関コード、店舗コードは金融機関で記入します。

<記入上の注意>

- 納付者口座名義欄は必ず通帳を確認し、屋号が入る場合など漏れなく正確に通帳どおり記入してください。
- お届印欄は、必ず口座届出印を押印してください。

約 定

- 私が納付すべき奨学金返還金について、金融機関に請求があったときには、私に通知することなく請求金額を指定口座から引落としのうえ納入してください。
- 預金の支払手続きについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出等を行いませんので、貴行所定の方法で処理してください。
- 指定預金残高が振替日において請求金額に満たないときは、私に通知することなく引落とし不能として返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には私に通知されることなく解約されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から三重県教育委員会を經由して貴行あて文書により連絡します。
- この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行には迷惑をかけません。

〔金融機関使用欄〕

受付日	検印	印鑑照合	受付	不備事由
				<input type="checkbox"/> 口座番号相違 <input type="checkbox"/> 預金種目相違 <input type="checkbox"/> お届印相違 <input type="checkbox"/> 口座なし <input type="checkbox"/> その他 ()

<金融機関の窓口担当者様へのお願い>

【概要】

この手続は、本県が平成17年4月から実施している「三重県高等学校等修学奨学金」の返還金の口座引落しのための手続です。各収納代理金融機関様へには、本県の指定金融機関である百五銀行を通じて、平成16年12月10日付教委第17-210号「口座振替に係る手続について」(三重県教育委員会教育長名文書)により手続を依頼しています。

【窓口手続について】

- 窓口にて、本紙を含む、「(様式5の1)納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」及び「(様式5の2)預金口座振替依頼書」の2枚の提出がありましたら、内容をご確認のうえ、2枚とも受取をお願いします。
- なお、納付者(持参者)には、控えとして各自でコピーをとることを依頼していますので、納付者(持参者)控えはありません。
- 2枚揃っていない場合は不備となりますので、納付者(持参者)に書類を返却してください。
- 口座欄の確認後、お手数ですが、「(様式5の1)納付書送付依頼書兼預金口座振替依頼書」を下記事務担当へ送付いただきますようお願いいたします。

【事務担当】

三重県教育委員会事務局教育財務課(奨学金担当)
 [所在地] 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
 [TEL] 059-224-2944
 (受付:平日午前8時30分~午後5時00分)

納付者⇒金融機関